

平成24年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成24年5月9日（開会）

平成24年5月9日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十四年第一回臨時議会議録

(平成二十四年五月)

垂水市議会

## 第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5 月 9 日) (水曜日)

1. 開 会 .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定 .....	4
1. 報 告 .....	4
平成 23 年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書	
1. 報告第 2 号・報告第 3 号 一括上程 .....	5
報告、質疑、表決	
報告第 2 号・報告第 3 号 (承認)	
1. 議案第 33 号 上程 .....	11
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 33 号 (原案可決)	
1. 垂水市農業委員会委員の選任に伴う委員の議会推薦について .....	13
1. 閉 会 .....	13

## 平成24年第1回垂水市議会臨時会

### 1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
5 ・ 9	水	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案等上程（報告、説明、質疑、表決）、垂水市農業委員会委員の選任に伴う委員の議会推薦について、閉会

### 2. 付議事件

件 名

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度垂水市一般会計補正予算(第11号))

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(垂水市税条例の一部を改正する条例)

垂水市農業委員会委員の選任に伴う委員の議会推薦について

平成 24 年 第 1 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 平成 24 年 5 月 9 日

本会議第1号(5月9日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大菌藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年 5 月 9 日 午前10時開会

△開 会

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回垂水市議会臨時会を開会します。

ここで、去る4月1日付定期異動により課長等に異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○保健福祉課長（白木修文）おはようございます。

4月1日付で保健福祉課長を拝命しました白木です。よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（森下利行）おはようございます。

生活環境課長の森下利行でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○農林課長（池松 烈）おはようございます。

農林課長兼農業委員会事務局長の池松烈です。どうぞよろしくお願いいたします。

○土木課長（宮迫章二）おはようございます。

土木課長に任命されました宮迫章二です。どうかよろしくお願いいたします。

○市民相談サービス課長（中谷大潤）おはようございます。

市民相談サービス課長兼選挙管理委員会事務局長に任命されました中谷大潤でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（川畑千歳）おはようございます。

4月1日付で教育総務課長を拝命いたしました川畑千歳です。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（牧 浩寿）おはようございます。

学校教育課長の牧浩寿と申します。このたびの人事異動で始良市立永原小学校からやってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査事務局長（前木場強也）おはようございます。

監査事務局長の前木場強也です。よろしくお願いいたします。

○市民課長（野妻正美）市民課長兼新城支所長の野妻正美でございます。よろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（宮迫泰倫）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池山節夫議員、田平輝也議員を指名します。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

△報 告

○議長（宮迫泰倫）日程第3、報告を行います。

平成23年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。

平成23年度の歳出予算の経費のうち年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきましては、地方自治法第213条の規定により、平成24年度に繰り越して使用しますことを3月議会補

正予算（第10号）で御承認いただいておりますが、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越明許費に係る繰越計算書を御報告申し上げます。

繰り越された経費は、緊急防災・減災事業として予算措置いたしました新城小学校、柗原小学校の空調設備設置事業と垂水中央中学校の空調設備設置事業と大規模改造事業でございます。

繰り越しました理由は、国の第3次補正により補助金決定を受け予算措置したもので、設計等に時間を要し、年度内に工期が十分確保できなかったことによるものでございました。

繰越合計額は3億6,111万5,000円で、経費の内訳は、工事請負費、委託料、事務費等でございます。これに要する財源は、国庫支出金が1億500万4,000円、地方債が2億5,590万円、一般財源が21万1,000円でございます。

なお、新城小学校と柗原小学校は8月末に、中央中学校は12月末に完成する予定でございます。

以上で報告を終わります。

**○議長（宮迫泰倫）** 以上で、日程第3、平成23年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

△報告第2号・報告第3号一括上程

**○議長（宮迫泰倫）** 日程第4、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度垂水市一般会計補正予算（第11号）及び日程第5、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）を一括議題とします。

報告を求めます。

**○財政課長（北迫睦男）** 報告第2号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

特別交付税の確定に伴い、平成23年度中に行う市有施設整備基金積み立ての執行に急施を要しましたので、平成24年3月28日に平成23年度

垂水市一般会計補正予算（第11号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成23年度の特別交付税額が確定し、予想以上に多く交付されました。今後の市庁舎や公民館など市有施設整備に要する財政負担に対応するため、市有施設整備基金へ積み立てることとし、その経費について追加措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも2億円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は100億5,487万1,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、4ページをお開きください。

歳出は、総務管理費の8目財産管理費の市有施設整備基金積立金でございます。

これに対する歳入は、上段にありますとおり地方交付税で収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようによろしくお願い申し上げます。

**○税務課長（葛迫隆博）** おはようございます。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

平成24年度税制改正大綱を受け、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日に施行されたことに伴いまして、平成24年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするも



のでございます。

今回の地方税法等の一部改正は、税負担軽減措置の整理合理化に伴うものとなっておりますが、改正された主な内容を申しますと、平成24年度の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整が行われたこと、そして通称わがまち特例とも言いますが、地域決定型地方税特例措置の導入を行うというものでありまして、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、特例割合等を条例で決定できる制度となっております。

課税事務の適正な執行に万全を期すため、垂水市税条例において引用する条項の整理を行ったものですが、あわせまして入湯税の課税免除の規定を明確にするために一部改正いたしました。

お手元の新旧対照表にて説明申し上げますが、条文中、改正する箇所をアンダーラインで示しております。

第36条の2は、市民税の申告を規定しておりますが、給与所得以外の所得、または公的年金等における所得以外の所得を有しなかった方が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする改正であります。

第140条につきましては、今回の地方税法の一部改正による条文整備ではありませんが、入湯税の課税免除の条文を明確にするため、第4号の規定を改正したものでございます。

学校教育法第1条と教育活動の一環という内容を具体化にすることにより、免税対象の明確化と申告の事務簡素化を図るため、改めたものでございます。

次に、附則の改正ですが、第10条の2は先ほど申しましたわがまち特例により課税標準の軽減率を定めるもので、新たに規定するものでございます。

対象となる施設ですが、下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除外施設及

び特定都市河川流域内における雨水浸透施設であります。

現在のところ対象となる施設はありませんが、他の自治体の軽減率を参照し、いずれも軽減割合を4分の3に規定したものでございます。

次に、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関して規定している第10条の3ですが、第7号と第8号において地方税法施行規則の一部改正に伴う条文整備を行っております。

第11条は、各年度分の固定資産税の特例に関する用語の定義ですが、見出しの対象期間を平成24年度から26年度までに改め、また第6号において、地方税法附則の一部改正に伴う条文整備を行っております。

第11条の2は、土地の価格の特例を規定しておりますが、見出しの対象期間及び第1項と第2項に規定する対象期間をそれぞれ平成25年度又は平成26年度に改めるものでございます。

第12条は、住宅用地及び商業地等の固定資産税の特例を規定しておりますが、対象年度を平成24年度から平成26年度までとし、課税標準価格算定を商業用地も住宅用地と同様に行うという改正でございます。

第13条は、農地に対する固定資産税の特例でございますが、見出しの対象期間及び条文に規定する対象期間を平成24年度から平成26年度に改めるものでございます。

第15条は、特別土地保有税の特例を規定しておりますが、第1項では、附則第12条の適用の一部改正を行い、また、対象期間を平成24年度から26年度に改めるものでございます。

第2項では、課税対象期間を3年延長とし、平成27年3月31日までに改めるものでございます。

第21条の2は新たに規定するものでございますが、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人、財団法人に係る固定資産税の特例の適

用を受けようとする者がすべき申告に関して規定している第21条において、平成20年12月1日以前から設置している図書館、博物館及び幼稚園等において直接その用に供する固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずるというものでございます。

第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例として新たに規定するものでございます。

また、地方税法附則の一部改正に伴う条文整備とあわせ、第2項に読みかえ規定を追加するものでございます。

第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございますが、見出しの「適用期限」を「適用期間等」とし、先ほどの第22条の2の改正に伴い、根拠となる法律名を震災特例法に改め、さらに、第2項において前年分の所得税の適用に関して読みかえ規定を追加するものであります。

次に、改正附則ですが、垂水市条例第12号の資料をごらんください。

2枚目、裏の下にあります附則ですが、第1条に施行期日を規定しております。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしておりますが、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項、すなわち附則第2条第1項の規定となりますが、平成26年1月1日からの施行とするものでございます。

第2条では、市民税に関する経過措置、そして第3条では固定資産税に関する経過措置について規定しております。

以上、垂水市税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 報告第2号と第3号について

質疑をさせていただきたいと思います。

まず、この一般会計の補正予算についてですが、急施を要したためということと積み立てをするということと市有施設整備基金へ積み立てるということだったんですけれども、急施を要したということはどういうことなのかということと、積み立てる金額の根拠の問題ですね、今回は交付税が2億だったからそのまま2億ということだと思っただけなんですけれども、先般、3月議会でしたかね、この問題、設置についてのいろいろ議論があったり、また、その中で市庁舎建設検討委員会設置要綱というのも2月1日に決めましたと。その中でいろいろ事務事項との関係でもいろいろ任務分担、また調査・検討含めてやっていくというふうになっていたと思っただけなんですけれども、やはりこの問題というのは非常に重要な問題があると思っただけなんです、財政という中でどのように活用していくのかということでは。そういうことを考えたときにやはり計画的な運営・運用というのが当然求められていると、そしてそのために当然そういう議論もされてきたと思っただけですよ。

であるならば、この2億円の根拠というのは、ただ交付税が2億思うように入ってきたからそれを積み立てたということと、それらの計画とか理由というのは明確にされなかったというふうに思っただけなんです、この2点についてどのような議論なり、また計画があったのか、またその根拠は何なのかをお示ししていただきたいと思っただけです。

それと報告第3号ですね、市税の一部条例を改正する条例なんです、先ほど言われた地方税の改正に伴う問題ということで、その柱として福島原発に関する支援策の整備とか、それから固定資産、都市計画税の制度の見直し、ほかにも先ほどわがまち特例の導入、それから自動車税の減税の変更及び延長とか租税特例措置の見直しとか、これが大きな柱だったというふう

に思うんですが、特に2012年度は固定資産の評価がえの年度だということもあって、この問題についてはいろいろ、實際上、92年にたしか通達が出ていて、評価額を取引に近づけるとして、公示価格の2割から3割程度から7割程度まで引き上げると、そのために評価額は一気に上がって、激変緩和措置が当然設けられたんですよ、余りにも高くなったものだから。そして今、一方では、下がるのに負担は上がるという問題も出てきていて、この矛盾に対してどうしていくのかということによってこういう緩和措置もとられてきたというふうに思うんですが。

それを前提としながら、1つお聞きしたいのは、負担軽減措置の特例が2年間で、経過措置後には廃止するというふうに聞いているんですが、そうなのかということですね。そうすると結果として増税になっていくわけなんですけれども、市の財政から見たら当然それは歓迎すべきことなのかわかりませんが、市民から見たら増税になっていくということについてのその廃止するということが確認できるのか、そのことによって増税になるのかということの一つはお聞きしたいというふうに思います。

それと、ここにも書いてありましたけれども、12年、13年度は評価額に対する負担水準が90%を超えるものについては据え置かれるということでしたけれども、地価の下落が小さいところでは、負担がいわゆる増税になるのか。

この2点についてお聞かせください。

**○財政課長（北迫睦男）** 今回の特別交付税につきましては、豪雪等の対策へかなり経費を相当持っていかれると予想しておりまして、減額の交付を予想しておりましたけれども、実際、予想以上に交付されましたので積み立てることとしたわけですが、3月の時点ではむやみに積み立てることはできないと、繰り越し財源等も必要でございますので、そのことも考えた予算措置をしなければなりません。

結果的に交付税のほうが多いでしたので、市有施設整備基金へ積み立てることとしたわけですが、市有施設の整備あるいは新庁舎の建設の必要性は、3月議会でも設置条例のほうを御承認いただきましたので、そのことは認識いただいているというふうに考えております。

新庁舎の建設となりますとかなり一般財源も必要なことから、一、二年で対応できるものではございません。したがって、数年かかると考えておりますので、積み立てられるときに少しでも積み立てておきたいという考え方でございます。

**○税務課長（葛迫隆博）** 2点質問がございました。

まず、1点目の住宅土地税制に関する御質問ですが、今回の改正は、現行の負担軽減措置は3年間延長ということになっております。議員御指摘の2年後の廃止というのは、恐らく住宅用地特例の件ということだと思いますが、それによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今回の改正に伴いまして確かに延長はされておりますが、不公正是正という観点から、住宅用地に係る据置特例、これが確かに26年度に廃止ということで通知を受けております。

御承知のように現在の制度では住宅200平方メートルまでは6分の1、それ以外は3分の1という特例措置であるわけですが、これがどのように27年度からされるのか、その辺はまだ私どものところに正式にまだ通知は来ておりませんが、個人的な見解でどうかと申しますが、恐らく以前の4分の1、2分の1になるのではないかと推測をいたしております。

それから、2番目の負担水準の件でございますが、御承知のように負担水準というのは、前年度の評価額と今年度の評価額の対比でございますが、ここの表にありますように1を下回るということは垂水市では現在のところございま

せんで、税が上がるということは発生はいたしません。ただ、議員おっしゃるように0.9以下になりますと上がるのは事実でございます。

ただ、今回の第12条の2の農地に対して課税するというのが云々がございますが、この件に関しても農地につきましても垂水市ではここ10年以内上がっているという事実はございません。都市部においては、おっしゃるように税が上がる場所もあるかと思えます。垂水市ではございませんので。一応説明です。

**○持留良一議員** この地方交付税の改正に伴う垂水市条例については、やはり将来にはそういう増税になるということがあるので、私はやっぱりこの問題については市民の立場からも異議があるということをおっしゃりたいというふうに思っています。

それから報告第2号なんですけれども、先ほど言われたとおり何か根拠が非常にあいまいなような気がしないでもないですよ。というのは、皆さんも御存じのとおり全国でもこの庁舎、いわゆる公共施設の問題というのはいろいろ議論になっていまして、特に全国的にも大変、今、研修なんかがいっぱい来ているというのが秦野市というところなんですけれども、公共施設白書なんかをつくってるんですけれども、この中でもやはり計画の中で基金の問題というのはきちっと議論もされているんですよ。どんなふうに基金を、お金をつくり出していくかということだと思えますよ。先ほど言われたとおり財源の確保の点でも非常に市民から見ても一定程度やはり何らかの対策を講じてほしいというものが当然出てくるでしょうし、一方、市側としては庁舎の建設問題、財政が大変大きな問題があるからそれなりのやっぱり財源を確保していくというのはあると思えますよ。

私が言いたいのは、要するにこういう設置要綱をきちっとつくっておいて、そこでそういう議論をして、例えば今回の場合でも交付税がこ

んなふうになった場合はこんなふう措置するとか、当然そういう計画があつてしかるべきだと思うんですよ。その場その場でこういう資金計画づくりというのはないと思えますよ。であるならば、やっぱりそのあたりというのはきちっと議論されて、今回の場合こうこうだからこんなふうにしたんだということでないで私たちがなかなか納得できないんですよ。だから、そこのところはせつかくこういう要綱をつくって、そして委員会等も設置もされてるわけですから、やっぱりそのあたりは計画的にやっけないと、今後もそのあたりでは議論になってくると思えますよ。

だから、そういう点ではそういう議論に立った形で提案されるんだしたら私たちも納得はするんですけども、確かに不透明な部分はあったと思えますよ、特別交付税ですから。あったと思えますよ、やっぱりそれ一定なりの議論をして、こうであったらこう、こうであったらこうという、さらなる選択というのはあったと思えますよ。そうでないとやっぱり計画性のないような今後の庁舎の建設というのは、非常に私自身は不安に思い、仕方ないですよ。だからそういう意味でも大事な資金計画だと思えますよ。だから、そのあたりにしっかりと根拠に立った形で提案されるのであれば私自身は納得するんですけども、その点について市長なり財政課長なりありましたら、回答いただきたいんですけども。

**○財政課長（北迫睦男）** 今の根拠の問題でございますが、現段階で考えておりますのは、仮に30億庁舎建設に必要なだとしてしたら、起債充当率は75%でございます、25%の一般財源が必要でございます。そうしたときに7億から8億必要でございます。

5年間程度で積み立てをしたいと考えておりますので、23年度にまず2億程度積みたいと、あとを毎年1億円程度積めたらなというふうに、

あくまでも今の希望的な数字でございますが、詳細につきましては、今おっしゃったような検討委員会の中で詰めていきたいというふうに考えております。

**○持留良一議員** ということは、今の見解というのは、財政課長の個人的な見解なのか、それとも全体のそういう見解なのか、そこのところはきちっと分けて報告していただきたいんですけど、個人的だとちょっと私も受け入れるわけにいきませんので、そのあたりはどんな議論だったんでしょうか。

**○副市長（寺地浩一）** 今、財政課長が申し上げました数字につきましては、第1回の検討委員会のほうで示されております。だから、庁舎建設だけについても7億、8億必要というのは、各委員共通認識で持っております。あと資金の計画について細かい部分については財政課のほうに任せてありますので、財政課のほうでそういう案を持っていると。だから、それがまた次の会においてまた委員に示されます。

あと庁舎だけじゃなくて公民館でありますとかさまざまなのがございますので、庁舎だけで7億、8億ということはまだそれ以上に金が必要だということございまして、そこらあたりはまたきちんと議論をしながら、今後詰めていきたいというふうに思っております。

**○池山節夫議員** 今のその問題なんですけれども、秦野市が公共施設白書というのを出して、それに関して私は今回、一般質問をしようと思っていたんですよ。そしたら、今、持留議員のほうから深くこう質問があったんですけど、垂水市のほうでもその白書をつくってこういうような考えがあるのか。副市長でもいいです。秦野市みたいなですね。

**○副市長（寺地浩一）** 済みません、今、事務レベルで検討をしているということです。

ただ、その、ちょっと済みません、白書というのを私もよく知らないものですからあれなん

ですけれども、多分おっしゃっているのは、市にどういう施設があって、その将来計画についてきちんとした議論をしてつくっていくという意味だと思いますが、その辺につきましては、この検討委員会の中できちんと議論をして、やっぱりしっかりした形で皆様方にお示しをし、計画を示し、お金の使い方も示して、理解を得ながら進めていきたいと考えてございます。

**○議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑はありませんか。

**○堀添國尚議員** 専決第2号のこの特別交付税についてちょっとお聞きします。

今回は2億ということですが、23年度をひっくめて全体で幾らになっていくか。

それとこの特別交付税の性質ですが、特別な事情があるから来ると思うんですが、その特別交付税が来るその特別な事情とはどういうふうにとらえていらっしゃるのか、そこのところをお願いします。

**○財政課長（北迫睦男）** まず、特別交付税額でございますが、本年度は8億6,963万4,000円でございます。ちなみに平成22年度は8億8,373万6,000円、約1.6%の減額でございまして、普通交付税も合わせまして44億8,179万4,000円でございます。

それから、もう一点の御質問の特別な事情と申し上げますのは、各団体で特別な財政需要が必要であると。例えば本市でありますと、降灰対策に事業費が必要であるとか、学校建設に今年度は特殊な建設が必要であったとか、もろもろの年度ごとの特別な財政需要というものが数字で上げまして、それを国のほうで積算していただきまして交付されるものでございますが、なかなか内容は開示されておりませんので、はっきりとこれに幾らついたとかそういうものはわかりません。

以上です。

**○堀添國尚議員** わかりました。

私たちのまちが特別というのは、やはり桜島降灰なるであろうと、こういうふうに一般的には考えるわけですよ。

そうすると、この庁舎とかいろいろな施設のこういうものを基金に積み立てるということですが、市としてはそういうことを特別というふうに考えていらっしゃるのかどうか、そこらあたりをお願いします。

○**財政課長（北迫睦男）** 庁舎建設についてももちろん特別な財政需要になってきますが、特別な財政需要と上げますのはルールがございまして、それぞれいろんな項目に分かれております。例えば災害とか過疎対策事業、定住促進対策事業、農林水産業の関係とかいろいろ項目がございまして、それに数値を計上していく形になります。交通対策であったりとか環境保全対策事業であったりとかもろもろの項目が示されております。

○**議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

まず、報告第2号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○**議長（宮迫泰倫）** 異議がありますので、報告第2号は起立により採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（宮迫泰倫）** 起立多数です。

よって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、報告第3号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

り]

○**議長（宮迫泰倫）** 異議がありますので、報告第3号は起立により採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（宮迫泰倫）** 起立多数です。

よって、報告第3号は承認することに決定しました。

△議案第33号上程

○**議長（宮迫泰倫）** 日程第6、議案第33号財産の交換についてを議題とします。

説明を求めます。

○**財政課長（北迫睦男）** 議案第33号財産の交換について御説明申し上げます。

今回の財産の交換は、本市に平成21年に進出し、同年12月から牛根麓において操業を開始しておりますグローバル・オーシャン・ワークス株式会社と本市におきまして、用地の交換をしようとするものでございます。

グローバル・オーシャン・ワークス社は、牛根産のブリを特殊加工し、海外へ輸出している企業でございますが、業績が順調なことから、事業規模拡大のため、本年度に工場増設計画を予定しております。

工場増設予定地には、本市市有地も含まれておりますが、グローバル・オーシャン・ワークス社の工場増設が、さらなる雇用の場の確保及び水産業の振興に寄与するものでありますことから、当該市有地とグローバル・オーシャン・ワークス社所有地の一部を交換しようとするものでございます。

それでは、財産の交換について、議案書及び添付資料により御説明いたします。

交換に供する財産でございますが、牛根麓19番16、牛根麓31番8、牛根麓31番9、以上3筆の本市所有雑種地で、現況は道路となっており、地積は 215平方メートル、実質面積は216.1平

方メートルでございます。

次に、交換により取得する財産でございますが、牛根麓19番18の雑種地で、地積は216平方メートル、実質面積は216.1平方メートルのグローバル・オーシャン・ワークス社所有地でございます。

なお、交換に供する用地には、牛根麓漁港養殖用作業施設に施設取り付け道路を整備しておりますため、交換により取得する用地に新たな取り付け道路をグローバル・オーシャン・ワークス社が整備することを条件に、等積による財産の交換をしようとするものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時40分休憩

午前11時 開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 簡潔に述べたいと思っておりますけれども、先ほど安全問題についていろいろ議論が出たので、その中で1つ大事な点があると思ったんですけれども、いわゆる地元の方々との関係ですね、安全協会とか関係する住民の方々、漁業関係者含めてあると思うんですが、そのあたりで出された問題、そこでまた改善していくという方針が出た問題、そのあたりについてはどのような経緯か、また結果になっているのか教えてください。

○企画課長（倉岡孝昌）道路の位置関係につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり利用主体が漁業者でございますので、漁協さんへ事情を説明申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

その中で特に支障はないという御意見をいただいたほかに漁業士さんから、グローバル・オーシャンが、今、低迷する水産業の本当に活力剤になるということで、本件を早急に対応してほしいという要望もあわせていただいたところでございます。

また、道路つけかえにつきましては、交通安全協会でありますとか所要のところの協議は済ませておりまして、ただいま国土交通省との協議をやっております。これも近く許可がおりるものと考えております。

○持留良一議員 住民の方々とは、いわゆる地元の振興会とかそういうところは全くなかったということですか。

○企画課長（倉岡孝昌）特段、地元振興会の御説明はいたしておりませんけれども、話としては通じているんじゃないかというふうには思っております。

ただ、直接私どものほうからお話はいたしておりません。

○持留良一議員 できたら、この後でもいいと思うんですけど、住民の方々にも文書なりもしくは何らかの形で報告をぜひしていただきたいと、そのことを要望しておきます。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第33号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

△垂水市農業委員会委員の選任に伴う委員の議会推薦について

○議長（宮迫泰倫）日程第7、垂水市農業委員会委員の選任に伴う委員の議会推薦についてを議題とします。

○大藺藤幸議員 この際、動議を提出いたします。

垂水市農業委員会委員の議会推薦につきましては、指名推選によることを望みます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）ただいま大藺藤幸議員から、垂水市農業委員会委員の議会推薦につきましては、指名推選の方法によらねたいとの動議が提出されました。

所定の賛同者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によらねたいとの動議は可決されました。

指名をお願いいたします。

○大藺藤幸議員 垂水市農業委員会委員の任期満了に伴い、学識経験者として議会が推薦する委員を御推薦申し上げます。

このことにつきましては、去る2日の全員協

議会において慎重に協議されました結果、垂水市市木965番地の4北方貞明氏を推薦することに意見の一致を見ておりますので、ここに御推薦申し上げます。

どうぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、指名されました北方貞明議員は、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

[北方貞明議員退席]

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいま指名されました北方貞明氏を推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、北方貞明氏を垂水市農業委員会委員に推薦することに決定しました。

北方貞明議員の着席を求めます。

[北方貞明議員着席]

○議長（宮迫泰倫）以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長（宮迫泰倫）これにて、平成24年第1回垂水市議会臨時会を閉会します。

午前11時6分閉会



地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員